

事故その他の事象(鉛害を含む。)の措置情報(平成19年)

番号	発生鉱山管轄産業保安監督部名	県名	発生年月日時間	鉱種	鉱山労働者数 A:9人以下 B:10~49人 C:50~99人 D:100人以上	事故その他の事象の種類	原因となった装置・施設等	ハザード(危険の内容)	事故その他の事象の概況	リスクマネジメント実施状況(発生前)	原因	対策	詳細情報
1	中部	岐阜	平成19年11月7日 -時-分頃	金属	D	有害物質排出基準 不適合	鉛地金溶解炉	バグフィルターの濾布の熱効果による小孔	産業保安監督部が鉛害等検査(鉛煙)で平成19年11月7日鉛地金溶解炉の鉛煙測定を実施した結果、鉛が14mg/m <sup>3</sup> Nと基準値10mg/m <sup>3</sup> Nを超過していた。	他の溶鉛炉等では実施していたが、鉛地金溶解炉では実施していなかった。	バグフィルターの濾布が熱硬化して弱くなった部分に小さな穴が開いて鉛濃度の高い粉じんが漏れ出た。	1.バグフィルターの濾布を耐熱濾布に交換した。 2.今迄、バグフィルターの点検は排ガスの色の目視点検のみであったが、これに加えてマノメータの差圧が基準値以内にあるか繰炉後に確認する。 3.操業日報にバグフィルターの差圧、排ガスの着色の項目を新たに追加し、また、チェックするため供覧者の欄を新設した。 4.保安日誌にも新たに溶解炉・集塵設備の項目を追記した。	無